

竹 福 第 101 号  
令和 3 年 4 月 28 日

保育所保護者 各位

竹富町長 西大舩 高旬  
(公 印 省 略)

緊急事態措置対象区域に渡航した場合の登所の判断基準について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き感謝申し上げます。

令和3年4月25日から令和3年5月11日まで東京都、大阪府、京都府、兵庫県の1都2府1県を対象に緊急事態宣言が発令されました。下記の緊急事態措置対象区域に渡航した場合(経由も含む)は帰島後7日間の登所停止となりますのでご協力お願いいたします。

なお、今後、緊急事態措置対象区域が追加された場合も同様の扱いとします。

【緊急事態宣言対象地域】

東京都、大阪府、京都府、兵庫県(経由も含む)

配布資料

- ・緊急事態措置対象区域に渡航した場合の出勤・登所の判断基準(フローチャート)
- ・八重山郡外に渡航した場合の出勤・登所の判断基準(フローチャート)
- ・健康観察票

※これまで郡外へ渡航した場合、健康観察票と行動履歴票を提出して頂いていましたが、今後は、健康観察票(保護者・兄弟姉妹・同居家族)のみの提出とします。帰島後14日間、検温及び健康状態の確認を行い、期間終了後保育所へご提出ください。

※在所児は、毎日検温及び健康観察シートをご記入の上、毎日登所時に保育所へ提出してください。

竹富町福祉支援課  
子育て支援係  
TEL : 83-7415  
FAX : 82-3745